

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
(入学準備金・就職準備金) 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が定めるさいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱及びさいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業事務取扱要領に基づき、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金・就職準備金）に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を備えていなければならない。ただし、第4号に規定する貸付（入学準備金の貸付を受けようとする者については、第4項に規定する貸付の入学準備金の貸付を受けていない者に限る。就職準備金の貸付を受けようとする者については、第4号に規定する貸付の就職準備金の貸付を受けていない者に限る。）又は第5号に規定する給付（就職準備金の貸付を受けようとする者に限る。）を受けていても、会長が訓練促進資金貸付の必要性を認めた場合は、この限りでない。

- (1) さいたま市内に住所を有していること。
- (2) さいたま市において、高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けていること。
- (3) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内及びその近隣の都県の区域において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、その業務に従事する意思があること。
- (4) 都道府県等又は都道府県等が適当と認める団体等が実施する保育士修学資金等貸付事業における保育士修学資金貸付及び介護福祉士等修学資金貸付事業における貸付けを受けていないこと。
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金並びに自立支援教育訓練給付金の給付を受けていないこと。

2 平成30年4月1日より、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合における訓練促進資金の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師養成機関の入学時に改めて貸付けを行わない。
- (2) 就職準備金については、准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わないこととし、看護師養成機関の修了時に、第1項第3項に該当する場合に貸付けを行う。
- (3) 看護師養成機関を修了した後、第14条第1項の要件を満たした場合には、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- 3 第1項第3号に規定する「その近隣の都県の区域」とは、東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県の区域とする。
- 4 第1項第3号に規定する「取得した資格が必要な業務」とは、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではなく、取得した資格と業務内容との関係性において、取得した資格が必要な業務と客観的に判断できればよいものとする。

(貸付人数)

第3条 貸付人数は、予算の範囲内で決定する。

(貸付金の種類及び貸付金額)

第4条 訓練促進資金は、さいたま市で高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸付ける入学準備金及びさいたま市で高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸付ける就職準備金とする。

2 訓練促進資金の貸付金額は、それぞれ次のとおり定める額とする。

- (1) 入学準備金 500,000円以内
- (2) 就職準備金 200,000円以内

(貸付金の使途及び限度)

第5条 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金額の他、参考図書、学用品、交通費等に充当するものであって、貸付金については、第4条第2項に定める金額の範囲内であれば、入学金等の養成機関等に対する納付金の額の如何を問わず、貸付けを受けようとする者の希望する額を貸付けて差し支えないものとする。

(貸付利子)

第6条 貸付利子は、連帯保証人を立てる場合、無利子とするが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は、その利率を年1パーセントとする。ただし、借受人が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき金額の計算については、従前の例によることとする。

2 前項に規定する「正当な理由」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 借受人及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の非課税者であるとき。
- (3) 借受人及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき。

- (4) 納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、借受人自身の責めに帰さないと認められるとき。
- (5) その他、さいたま市長が正当な理由として認めるとき。

(事前相談)

第7条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、貸付けの申請を行う前に、さいたま市長に対し、訓練促進資金に関する相談（以下「事前相談」という。）の申込みを行うものとする。

- 2 さいたま市長は、前項に規定する事前相談において、貸付要件の確認、養成機関における資格の取得への意欲や能力、生活状況を含めた対象資格の取得見込み及びその後の就労意欲等を的確に把握し、その他訓練促進資金の貸付けに関し必要な事項の確認を行うものとする。

(貸付けの申請方法)

第8条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、高等職業訓練促進給付金の支給決定をしているさいたま市を通じて次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 入学準備金

- ア ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
- イ 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- ウ 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- エ 連帯保証人を立てる場合にあっては、連帯保証人の住民票の写し
- オ その他、貸付可否の決定にあたり会長が必要と認めるもの

(2) 就職準備金

- ア ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
- イ 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- ウ 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- エ 連帯保証人を立てる場合にあっては、連帯保証人の住民票の写し
- オ 養成機関の発行する修了証明書又は卒業証書の写し
- カ 資格を取得したことがわかるものの写し
- キ 内定通知書の写し
- ク その他、貸付可否の決定にあたり会長が必要と認めるもの

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、貸付金を返済できる一定の収入等がある者とする。ただし、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

- 2 法定代理人が生活保護を受給している場合は、法定代理人とは別に前項で規定する連帯保証人を1人立てなければならない。
- 3 第1項及び第16条第3項第11号に規定する「未成年者」とは、18歳未満で婚姻歴

がない者とする。

（貸付けの決定及び通知）

第10条 会長は、貸付けの申請があったときは、申請の内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 貸付承認の決定を受けた者は、貸付契約の締結をするため速やかに借用証書（連帯保証人を立てた場合は、連帯保証人と連署の上）を会長に提出するものとする。

（貸付方法）

第11条 貸付けは、本会と貸付対象者との契約により行うものとし、貸付金は、貸付契約を締結（会長が借用証書を受領）した日の属する月の翌月15日に借受人名義の口座へ振込むものとする。ただし、その日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて振込むものとする。

（貸付けの辞退）

第12条 会長は、貸付けの申請をした者又は貸付けの決定を受けた者が、貸付契約を締結する前に貸付けを辞退するに至ったときは、貸付契約を結ばないこととする。

（貸付契約の解除）

第13条 会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除するものとし、借受人に通知する。

- (1) 養成機関を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りの申請その他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- (5) 貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6) その他訓練促進資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（返還債務の当然免除）

第14条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内及びその近隣の都県の区域において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該業務に従事した期間には算入しない。）業務に従事したとき。

- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号に規定する「取得した資格が必要な業務」については、常勤に限るものではないものとする。ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。
- 3 第1項第1号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 出産休暇及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育休法」という。）に規定する育児休業を取得する場合
- (2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって、時間取得でないものに限る。以下同じ。）
- (3) 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合
- (4) その他雇用が継続している場合であって、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合
- 4 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が借受人の申立てに基づき、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、第1項第1号及び第15条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。
- 5 第1項第1号、第15条第1項及び第16条第1項第2号に規定する「他種の養成機関」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であることとする。
- 6 借受人が、やむを得ない事由により就業できなかったが、就職のために次に定める求職活動を行っている場合、又は一旦離職したが、再就職のために次に定める求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間（離職、就職を繰り返す等により、求職活動期間が複数となる場合、それぞれの求職期間を通算して1年以内とする。）とする。
- (1) 月1回以上求人への応募を行った場合
- (2) 以下の就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合
- ア 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
- イ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等であって、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等でないもの
- ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設

設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

- 7 会長は、返還債務免除の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
- 8 会長は、返還債務免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 9 会長は、借受人の返還債務の免除が決定したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(貸付金の返還)

第15条 借受人は、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、養成機関に在学していた月数の2倍に相当する期間（第16条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第14条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 第14条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
 - (5) 提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないとき。
- 2 返還は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法（前項第5号に該当する場合の返還は、月賦の均等払いの方法による。）によるものとする。ただし、借受人がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。
- 3 会長は、借受人等から貸付金の返還があったときは、その旨を通知するとともに返還が完了したときは借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第16条

1 当然猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間は、貸付金の返還の債務の履行を猶予するものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 裁量猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間は、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 第14条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他のやむを得ない事由があるとき。
 - (3) その他会長が必要と認めるとき。
- 3 前項第2号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」は、次のいずれかに該当する場合をいい、各場合において返還債務の履行が猶予される期間は以下に定めるとおりとする。ただし、第6号から第11号までに該当する猶予期間については、第14条第1項第1号に規定する業務に従事したとはみなさない。なお、第11号に該当する場合については、返済額の一部の猶予についても認めるものとする。
- (1) 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
 - ・出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（ただし、育休法第5条第3項で定める者にあつては1歳6か月に達する日とし、同法第5条第4項で定める者にあつては2歳に達する日とする。）の属する月までの間
 - (2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る。）
 - ・介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
 - (3) 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合
 - ア 病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
 - イ 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
 - (4) その他雇用が継続している場合であつて、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合
 - ・療養する必要があると認められた期間
 - (5) やむを得ない事由により就業できなかったが、就職のために第14条第6項第1号及び第2号に規定する求職活動を行っている場合、又は一旦離職したが、再就職のために第14条第6項第1号及び第2号に規定する求職活動を行っている場合
 - ・求職活動期間。ただし、1年を超えないものとする。
 - (6) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に業務に従事する意思があり、求職活動を行っている場合
 - ・求職活動期間。ただし、1年を超えないものとする。
 - (7) 出産・育児のため第14条第1項第1号で規定する従事先を退職し、出産後、第14条第1項第1号で規定する従事先への再就職を希望する場合
 - ・妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間
 - (8) 養成機関修了後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合
 - ・養成機関を修了した日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間

(9) 疾病・負傷等のため療養する必要がある、第14条第1項第1号で規定する従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、第14条第1項第1号で規定する従事先への再就職を希望する場合

ア 疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

イ 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

ウ 上記ア及びイの期間満了後、求職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができる。ただし、この期間については、上記ア及びイの期間が満了した日から1年間を超えることができない。

(10) 就職先内定後、就職待機中の場合

・内定後待機期間中。ただし、1年を超えないものとする。

(11) 次のアからカまでのいずれかに該当する場合

ア 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行う者がいないひとり親家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき。

カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき。
・1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

4 会長は、返還債務履行猶予の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。

5 会長は、返還債務履行猶予の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

6 第2項第1号により返還債務の履行猶予を受けている者にあつては、当該返還猶予期間中において毎年、当該業務に継続して従事していることを会長に対して届出なければならない。

7 会長は、返還猶予者から前項の届出がない場合は、返還債務履行猶予を取り消すことができるものとする。

8 返還猶予者は、返還猶予の事由が消滅した場合は、その旨を会長に届出なければならない。

(返還債務の裁量免除)

第17条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）の返還の債務を当該規定に定めるそれぞれの範囲において免除できるものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 死亡又は障害により貸付金を返還できなくなったとき。

・返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した日から5年以上経過したとき。

・返還債務の額の全部又は一部

(3) 第14条第1項第1号に規定する業務に従事したとき。

・返還債務の額の一部

2 会長は、返還債務の裁量免除申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。なお、裁量免除を行うに当たっての妥当性については、さいたま市長の承認を受けるものとする。

3 会長は、返還債務の裁量免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(借受人の届出義務)

第18条 借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人（連帯保証人を立てた場合に限る）又は法定相続人）は、次のいずれかに該当する場合、速やかに会長に届出なければならない。

養成機関を修了して資格取得し、かつ、従事先が決定したとき。

(1) 養成機関を修了して資格取得し、かつ、従事先が決定したとき。

(2) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

(3) 借受人及び連帯保証人が死亡したとき。

(4) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき。

(5) 第13条の規定に該当することとなったとき。

(6) 第14条の規定に該当することとなったとき。

(7) 第16条第2項第1号の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に業務に従事しているとき、従事先を変更したとき、休職したとき、復職したとき又は辞めたとき。

(手続未済者への通知)

第19条 会長は、訓練促進資金の貸付けが終了若しくは契約解除され、又は第16条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、貸付金の返還、返還債務の当然免除又は返還債務の履行猶予に関する書類を提出しない借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人（連帯保証人を立てた場合に限る）又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知するものとする。

- 2 会長は、第13条のいずれかに該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人（連帯保証人を立てた場合に限る）又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知するものとする。

（連帯保証人への通知）

第20条 連帯保証人を立てた借受人が、次のいずれかに該当するときは、前条の規定は連帯保証人について準用する。この場合において、連帯保証人に対して通知する旨を借受人に通知するものとする。

- (1) 第18条に規定する届出を怠っているとき。
- (2) 前条による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき。

（最終確認書の送付）

第21条 第19条第1項又は前条第1項第2号による通知を3回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人（連帯保証人を立てた場合に限る）又は法定相続人）に対しては、提出期限を定めて、訓練促進資金貸付の手續に関する最終確認書を送付するものとする。

- 2 会長は、前項による最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人（第16条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限る。）に対し、第15条の規定による訓練促進資金の返還について決定し、通知するものとする。

（借受人等の調査）

第22条 会長は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金・就職準備金）の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うものとする。

- (1) 借受人が在学し、又は修了した養成機関
- (2) 連帯保証人
- (3) 第16条第2項第1号に規定する返還猶予の承認を受けた者の従事先
- (4) その他関係機関

- 2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 借受人及び連帯保証人の現住所
- (2) 養成機関における出席状況及び単位取得状況
- (3) 第14条第1項第1号に規定する業務の従事に関する状況
- (4) その他必要と認める事項

（様式）

第23条 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金・就職準備金）を実施する上で必要な様式については、別表のとおりとする。

(委任)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月15日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表 第23条関係)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学準備金・就職準備金）様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
貸付決定	2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付承認決定通知書
	3	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認決定通知書
	4	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付借用証書
返還	5	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還計画申請書
	6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還通知書
	7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付受領通知書
貸付辞退 契約解除	8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付辞退届
	9	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除届
	10	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書
返還猶予	11	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予申請書
	12	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付求職活動状況報告書
	13	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予承認通知書
	14	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予不承認通知書
	15	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予事由消滅届
返還免除	16	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還免除申請書
	17	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還免除承認通知書
	18	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還免除不承認通知書
届出	19	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付異動届
	20	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付業務従事届
	21	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届
	22	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付死亡届
	23	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付連帯保証人変更等届兼連帯保証書
書類不備	24	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付手続未済通知書
	25	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の手続きに関する最終確認書
返還完了	26	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還完了通知書